

平成25年度第5回清須市農業委員会議事録

召集年月日 平成25年8月20日(火) 午後2時

召集場所 清須市役所本庁舎3階 大会議室

開 会 平成25年8月20日(火) 午後2時

出席委員 18名

2. 大橋 浩	3. 石田紀興	4. 早川勝義	5. 浅井尊弘
6. 安田武雄	7. 瀬尾久善	8. 浅野佳伸	9. 成瀬恒雄
10. 三宅正恭	11. 日下部錠一	12. 石黒鉦俊	13. 川崎良一
14. 小崎 進	15. 小崎崇徳	16. 星野國雄	17. 加藤頌茲
18. 星野 満	19. 櫻井紀彦		

欠席委員 1名 1. 渡辺秋郷

本会議に職務のために出席した者の氏名

事務局長 寺井秀樹

主 事 島津行康・安藤敏秀・澤田政輝

議事日程 1. 開会のことば
2. 農地転用等について
3. その他

事務局 只今より平成25年度第5回清須市農業委員会を開催させていただきます。最初に会長より開会のことばをお願いします。

会 長 こんにちは。
先日の水田の現地確認は、猛暑の中ご協力いただきまして、大変ありがとうございました。
まだまだ、暑さがきびしい季節ですので、委員の皆さんには体調管理に、十分注意してください。
では、改めまして只今から、平成25年度第5回清須市農業委員会を開催いたします。
本日の出席議員は18名で、渡辺秋郷委員から欠席との連絡を受けておりますが、定足数に達していることをご報告いたします。
次に、本日の議事録署名者を指名させていただきます、7番 瀬尾久善 委員と16番 星野國雄 委員にお願いしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 ありがとうございます。それでは、本日の議事日程(2)農地転用等について進みます。

会 長 【議案第12号】
・農地法第3条による許可申請について・・・・・・・・・・3件
【議案第13号】

・農地法第5条による許可申請について・・・3件以上、2議案について審議したいと思います。

まず、【議案第12号】農地法第3条による許可申請に入ります。事務局から説明をお願いします。

事務局 はい、会長。

【議案第12号】農地法第3条の規定による許可申請についてです。

3件ありますので順番に説明いたします

まずは受付番号5番から説明させていただきます。

●●●●●●●●番 面積●●●㎡、登記現況とも畑、使用貸人は●●●●様、使用借人●●●●●●●● ●●●●●●●●様とした5年間の使用貸借権の設定です。この権利設定は「清須市農地バンク制度」によるものです。

●●様は●●●●市にお住まいですが、高齢となり、耕作の継続ができないという事、一方、●●●●●●●●様は都市近郊型農園として鮮度上有利性があると考えられる「ほうれんそう」の栽培・販売を行うという事で合意され、使用貸借権の設定により農地を借り受けるものです。

続きまして、受付番号6番を説明させていただきます。

●●●●●●●●番 面積460㎡、登記現況とも畑、●●●●●●●●番 面積530㎡、登記現況とも畑で、合計990㎡の面積となります。使用貸人は●●●●様、使用借人●●●●●●●● ●●●●●●●●様とした5年間の使用貸借権の設定です。この権利設定についても「清須市農地バンク制度」によるものです。

●●様は●●●●にお住まいですが、高齢となり、耕作の継続ができないという事、一方、●●●●●●●●様は都市近郊型農園として鮮度上有利性があると考えられる「ほうれんそう」の栽培・販売を行うという事で合意され、使用貸借権の設定により農地を借り受けるものです。

続きまして、受付番号7番を説明させていただきます。

●●●●●●●●番 面積674㎡、登記現況とも田、譲渡人は●●●様、譲受人●●●様とした所有権移転です。

●●様は●●●市●●●にお住まいですが、会社勤めが忙しく、耕作の継続ができないという事、一方、●●様は当該土地が自宅から近隣で、農業経営をしていく意欲がある事で合意され、所有権移転により農地を譲り受けるものです。

以上、説明を終わります。

会長 事務局の説明が終わりました。

この案件について、ご質問、ご意見等があればお伺いいたします。この案件の地元は、小崎崇徳委員と櫻井紀彦委員ですが・・・

小崎(崇)委員 受付番号5番及び6番については土地が隣接しておりまして、現状は草がかなり茂ってきてはいますが、少しトラクター等で起こせば耕作が可能な状況です。この地区は、従来よりの●●●●●●●●が借りてやられている農地がかなりありますので、追加となる今回の件についてはなんら問題ありま

せん。

櫻井委員 受付番号7番については、全く問題ありません。

会長 他に何かご意見等ありませんか。

会長 なければ、この案件について、当農業委員会として異論なしとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会長 ありがとうございます。では、この案件について原案のとおり当農業委員会として承認することといたします。

続きまして【議案第13号】農地法第5条による許可申請を議題といたします。事務局に説明をお願いします。

事務局 はい、会長。

【議案第13号】農地法第5条について説明します。3件ございますので、まとめて説明いたします。

それではまず、受付番号51番をお願いします。

●●●●●●●●●●番、登記現況ともに畑、面積329㎡です。申請地は、五条川右岸より西に50m、稲沢市の境界から南に150m、県道名古屋一宮線より東に300mにある農業振興地域 農用地区域内となります。

この案件については、平成25年7月25日に行われた、農用地を除外するための「尾張地域農業振興地域整備対策班会議」において、審議の結果、「除外やむを得ない」との回答を受け、今回、農地転用の許可申請をされたものです。

使用貸人は●●●●様、使用借人は●●●●●様として申請地を使用貸借権設定で、分家住宅を建築するための農地転用であります。使用借人は、現在、一宮市の賃貸マンションにて夫と2人で生活していますが、8月中には第1子が誕生することにより家族が増え、身の回りのものも増え、手狭になったことや、今後の事を思慮し、親に相談したところ、父親の所有する土地に住宅を建築することについて同意を得ましたので、申請したものです。

申請地は、半径500m以内の円に住宅地が連たんしている区域で10ha未満であるため、農地法5条第2項第1号ロの2(並びに施行令第22条)に定める転用に関する立地基準によると、当該農地の区分は第2種農地と判断でき、運用通知第2の1の(1)、オー(ア)ーbに該当します。

また、一般基準についても他法令の許可見込みがある等、特段問題があるとは考えられませんのでよろしくをお願いします。

受付番号57番をお願いします。

申請地は、●●●●●●●●●●番●、登記現況とも畑 面積241㎡、●●●●●●●●●●番●、登記現況とも畑 面積92㎡ 2筆計333㎡です。

使用貸人●●●●●様、●●●●様、使用借人●●●●●様としました使用貸借権

の設定に伴う、自己用住宅にするための農地転用です。

使用借人●●様は、現在、●●●●●●番地●にて居住していますが、建物の老朽化や結婚を機に3人で居住する住宅を建設する計画をしました。本屋は売却することになっています。

申請のあった土地は、市街化調整区域で、愛知県道449号高速清須一宮線春日出入口から半径300m以内の場所にあります。農地法5条第2項第1号口の2（並びに施行令第22条）に定める転用に関する立地基準によると、当該農地の区分は第3種農地と判断でき、運用通知第2の1の（1）、エー（ア）－a－bに該当します。

続きまして受付番号58番をお願いします。

申請地は、●●●●●●番● 登記現況とも田 面積97㎡、●●●●●●番● 登記現況とも田 面積60㎡ ●●●●●●番●、登記、現況とも田 面積5.89㎡、●●●●●●番● 登記現況とも田 面積61㎡ ●●●●●●番● 登記現況とも田 面積52㎡、計5筆 計275.89㎡です。

使用貸人●●●●、●●様、使用借人●●●●様としました使用貸借権の設定に伴う、自己用住宅にするための農地転用です。

使用借人●●様は、現在、●●●●●●番地●にて母・兄と3人で居住していますが、結婚を機に住宅を建設する計画をしました。

本屋は売却することになっています。

申請のあった土地は、市街化調整区域で、愛知県道449号高速清須一宮線春日出入口から半径300m以内の場所にあります。農地法5条第2項第1号口の2（並びに施行令第22条）に定める転用に関する立地基準によると、当該農地の区分は第3種農地と判断でき、運用通知第2の1の（1）、エー（ア）－a－bに該当します。

以上、説明を終わります。

会 長 はい、ありがとうございます。

事務局の説明が終わりました。この案件について、ご質問、ご意見等があればお伺いいたします。この案件の地元は、小崎崇徳委員と加藤委員ですが・・・

小崎(崇)委員 受付番号51番につきましては、すぐ隣にも1件分家住宅で申請がありますので、問題はありません。

加藤委員 受付番号57番及び58番につきましては、2件とも同一家族でありまして、素直な申請であるかという疑問があります。現在住んでおる家が老朽化により宅地を他者に売ること自体は問題がないのですが、宅地を売ったうえで、新たに調整区域内農地に物件を建てるという理由が、果たして素直なものであろうかが若干危惧されるものであります。ただ、今回の申請については書類どおりであれば、認めざるを得ません。事務局側にお願いがありますが、いずれの件にいたしましても将来に暗雲が残らないような方法でお願いいたします。

くて保全管理がきちんとされているという生産調整という考え方をしていた
だきたい、ということでございます。

会 長 他にありませんか。
ないようですので、(3) その他についてに移ります。事務局より何かあ
りますか。

事 務 局 はい、会長。その他としまして事務局から2点お知らせがあります。
まず1つ目ですが、お手元の資料をご覧ください。7月の農業委員会の際にも
お知らせしましたが、農業委員研修会を名古屋文理大学文化フォーラム
(稲沢市民会館)で開催します。日時は9月4日(水)午後1時30分から
ですけれども、市役所からマイクロバスで移動しますので、当日は清須市役
所本庁舎に12時30分に集合していただきますようお願いいたします。

2つ目ですが、11月に開催します農産物品評会について連絡いたします。
それでは、机上に配布させていただいた「清須市農産物品評会開催要綱(案)」
をご覧ください。今年度も例年通り、農産物品評会を開催いたします。今年
度の開催日としましては、11月9日、10日の(土)(日)に開催します。
場所は、新川体育館の2階競技場を予定しています。

スケジュールとしては、11月9日(土)の午前10時から午前11時ま
でに出品受付を行い、午後1時から審査となります。翌日については、11
月10日(日)の午前10時から午後1時まで出品物の展示、及び表彰式を
行います。午後2時から、出品物の販売を実施します。この日は、食育まつ
りもあわせて開催いたします。出品物の種類及び1点の数量は、昨年と同じ
です。また参加資格、審査、表彰も昨年と同じです。

この農産物品評会の開催に際し、農業委員の皆様にも出品受付・出品物の
展示、品評会の管理、即売会などご協力をいただきたく存じます。

集合時間は、11月9日(土)、10日(日)とも午前9時30分、解散
時間としては、9日(土)が昼食をとっていただいた後のおおむね午後1時
00分頃、10日(日)が午後2時からの即売会後のあと片付けが終わり次
第を予定しております。詳細につきましては、10月の初旬に、文書を送付
させていただきますので、お願い申し上げます。

以上です。

会 長 はい、どうもご苦労様でした。
他に、何かご意見等がありますか。
なければ、次回開催について確認します。
平成25年9月20日、金曜日、午後2時から、場所は清須市役所本庁舎
3階大会議室にて開催予定ですのでよろしくお願い申し上げます。
以上で、平成25年度第5回農業委員会を閉会します。本日はご苦労様で
した。

—終了時刻午後2時50分—

会 長

7 番委員

1 6 番委員
